

(設置)

第1条 大分県は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、構想区域（同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。）ごとに、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想（同号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な協議を行うため、地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域医療構想の策定に関する協議
- (2) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (3) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (4) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定に基づく都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- (5) その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 調整会議は、次に掲げる者のうちから大分県知事が委嘱する者を委員として組織する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体
- (2) その他の医療関係者
- (3) 医療保険者
- (4) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選によって定める。
- 3 議長は、会務を総理し、調整会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 副議長は、議長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に関し、その職務を代理する。

(設置期間)

第6条 調整会議の設置期間は、この要綱の施行の日から地域医療構想の達成までとする。

(会議)

第7条 調整会議は議長が招集する。

- 2 調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は委員の代理を認めることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 調整会議に、専門の事項を調査審議させるため、議長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 調整会議の庶務は、福祉保健部医療政策課及び大分県が設置する各保健所において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が調整会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月25日から施行する。
- 2 地域医療構想が策定されるまでの間、第1条に規定する「構想区域」を「二次医療圏」と読み替える。

大分県東部地域医療構想調整会議委員名簿

No.	所属・役職	氏名	備考
1	【郡市医師会】別府市医師会長	河野 幸治	
2	【郡市医師会】速見郡杵築市医師会副会長	田原 亨	
3	【郡市医師会】国東市医師会長	楯本 定秀	
4	【郡市歯科医師会代表】別府市歯科医師会長	城下 功	
5	【管内薬剤師会代表】別府市薬剤師会長	友成 朗	
6	【国立病院】別府医療センター院長	酒井 浩徳	
7	【国立病院】西別府病院院長	後藤 一也	
8	【国立病院】九州大学病院別府病院院長	三森 功士	
9	【公的医療機関】新別府病院院長	中村 夏樹	
10	【公的医療機関】大分県厚生連鶴見病院院長	藤富 豊	
11	【公的医療機関】国東市民病院院長	榎井 眞二	
12	【公的医療機関】杵築市立山香病院院長	小野 隆司	
13	【民間病院】別府リハビリテーションセンター長	長岡 博志	
14	【民間病院】中村病院院長	中村 英助	
15	【民間病院(精神科)】鶴見台病院理事長	山本 紘世	
16	【民間病院】畑病院院長	畑 洋一	
17	【有床診療所】馬場医院院長	馬場 欽也	
18	【医療保険者代表】大分県広域高齢者医療広域連合事務局長	安部 亨	
19	【看護協会】県看護協会別府・杵築・日出地区理事	藤川 桂子	
20	【救急】別府市消防長	河原 靖繁	
21	【介護】国東市地域包括支援センター所長	柳井 孝則	
22	【市町村】別府市福祉保健部長	大野 光章	
23	【市町村】杵築市市民課長	河野 雄二郎	
24	【市町村】国東市医療保健課長	徳地 裕一	
25	【市町村】日出町健康増進課長	高倉 伸介	
26	【市町村】姫島村健康推進課長	三浦 源太	
27	【大分県】大分県東部保健所長	安達 国良	